

## 借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について

## 1. 経緯

- (1) 平成24年11月の政府の規制・制度改革委員会において、「経営努力が保険料率に反映されるよう、検討すべき」旨の指摘。  
その後、平成25年3月に主務大臣が指示した第3期中期目標においては、「借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する」との目標設定。
- (2) 基金協会とともに検討を行った結果、当時は借入者の信用リスクを判断するためのデータの蓄積がなかったことを踏まえ、データの蓄積も兼ねた暫定措置として、平成27年4月から、一定の要件を満たす借入者に対する優遇料率を導入。
- (3) 平成30年3月に主務大臣が指示した第4期中期目標においては、「借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。」との目標設定。
- (4) 平成31年4月に、優遇料率を導入して5年目、第4期中期目標期間も2年目に入ることから、それまでに蓄積した4年分余りのデータにより、借入者の信用リスク（デフォルト率の算定）による保証・保険料率のモデル構築が可能か等について、モデル開発業者4社に検討を依頼したところ、これだけでは全ての農業者を網羅するモデルは構築できないとの回答。

## 2. 検討方針と結果

- (1) モデル開発業者の回答が、従来蓄積したデータではモデル構築ができないということであったことから、当方の検討方針としては、
- ① これまでの方針通り、全ての農業資金を対象に、全ての農業者から財務データにしる、定性データにしる、データを集め直してモデルを構築し、主務省の指示に応えるという案
  - ② 全ての利用農業者の財務データが揃えられる資金に限定して、「ACRIS」を使って主務省の指示（デフォルト率の算定による保証・保険料率の導入）に応えるという案
- の2案が考えられたが、第4期中期期間中に目標を達成するため、②の「ACRIS」を活用する方向で検討してきたところ。

【以上前回（令和元年9月20日）の運営委員会でご説明。】

(2) その「ACRIS」を活用した保証・保険料率を導入する案については、基金協会の意見を聴きつつ検討を進め、令和元年12月に合意が得られた。

[合意が得られた案の概要]

(1) 対象資金

ア 農業経営改善資金のうち、① 農業近代化資金、② 公庫資金及び③ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）については、全ての借入者の財務データが揃うことから、「ACRIS」を利用して算定したデフォルト率を反映した保険料率を設定。

イ 上記アの資金以外の農業関係資金については、優遇料率の廃止により基本料率一本となるが、そのうち農業施設資金及び農業運転資金については、基金協会において、引き続き現行と同様な水準で複数の保証料率の設定が可能となるよう、保険料率を引き下げ。

(2) 保険料率

別紙のとおり。

(3) 適用開始時期

令和2年4月1日

基金協会における新たな保証料率の設定の時期は、各基金協会の実情に合わせて決定。

3. 今後の検討課題

今回は上記(1)のアの資金を対象としてデフォルト率に基づく保険料率を導入するが、現在、農林中金が進めている貸出業務の標準化で徴求することとなるデータ等の状況も見据えた上で、全ての借入者の経営状況を把握する仕組みの構築について、今後、関係機関と連携しながら検討を進める。

別紙

保険料率の見直しについて（案）

		現 行 の 料 率	料 率 見 直 し に 係 る 考 え 方	見 直 し 後 の 料 率 （ 案 ）	
農 業 経 営 改 善 資 金	ACRIS活用の 3資金	0.06%－0.18% 〔平均適用料率〕 0.13%	1. 料率区分は低、中、高の3区分とする。 ①低位の料率は現行の優遇料率と同率とする。 ②中位の料率は現行の平均適用料率とする。 ③高位の料率でも現行の基本料率を上回らない料率とする。 2. その料率の区分は、現行の優遇料率適用対象者の多くが低位の料率となるよう設定する。 3. 現行の平均適用料率は0.13%であるが、第4期中期目標で指示されている新たな仕組みである「借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保険料率」の平均適用料率は0.13%よりも低くなるようにする。	0.06%－0.13%－0.18% (86%) (6%) (8%) 〔これまで収集したスコアリング案件によるACRIS分布を前提に試算した想定平均適用料率：0.074%〕 約4割の引下げ	
	青年等 就農資金	0.06%			0.18%
	改良資金	0.06%－0.18%			
農 業 経 営 維 持 資 金	畜産経営体質 強化支援資金	0.18%－0.34% 〔平均適用料率〕 0.31%	信用リスクに応じた料率体系とすべきとの主務省の指示を踏まえ、信用リスクに応じた料率とならない資金については現行の基本料率とする。	0.34%	
	その他資金	0.34%			
農 業 施 設 資 金		0.16%－0.22% 〔平均適用料率〕 0.20%	1. 両資金とも現行の優遇料率は廃止するが、現行の平均適用料率よりも低い料率とする。 2. その際、その料率は、「協会が設定している現行の保証料率と逆鞘とならない料率であることが必要」といった、協会からの要請を踏まえて設定する。 3. 協会が判断すれば、現行と同様な2段階の保証料率設定も可能とする。 4. なお、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金については、近年の事故率が他の農業運転資金に比べて低いことから、上記1～3を踏まえ設定する農業運転資金全体の保険料率を変更しなくても収支均衡が図られる範囲で最も低くなるようにする。	0.18% 〔平均適用料率から〕 0.02%引下げ	
農 業 運 転 資 金		0.14%－0.26% 〔平均適用料率〕 0.25%		0.23% (家畜等購入育成資金については0.18%) 〔家畜等購入育成資金を除き平均適用料率から0.02%引下げ〕	

※農家経済安定施設資金、農家生活改善資金の料率については、再来年度以降、住宅ローンの保険料の見直しを行うこととし、来年度は見直しは行わない。